

慶弔見舞金の贈呈規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般社団法人大阪府警備業協会（以下「本会」という。）の会員及び本会の役員等の慶弔及び見舞い等について、必要な事項を定めるものとする。

(祝金等)

第 2 条 会員及び本会の役員等に、次の慶事があった場合は、別表のとおり祝金等を贈るものとする。

- (1) 会員が創立記念式典を開催するとき
- (2) 会員が社屋を新築するとき
- (3) 会員の代表者及び本会の役員等が叙位・叙勲及び褒章を受章したとき
- (4) 会員の代表者及び本会職員が結婚したとき

(見舞金)

第 3 条 会員の代表者及び本会の役員等が入院又は会員の社屋が災害により罹災したときは、別表のとおり見舞金を贈るものとする。

- (1) 会員の代表者及び本会の役員等が傷病等により概ね 30 日以上入院加療又は在宅療養し、若しくはこれらのことが見込まれるとき
- (2) 会員の警備員及びその他の従業員が職務遂行中の傷害により概ね 30 日以上入院加療又は在宅療養し、若しくはこれらのことが見込まれるとき
- (3) 会員の社屋が全壊・全焼又は半壊・半焼したとき

(会員等の弔慰金等)

第 4 条 会員の代表者及び本会の役員等が死亡した場合は、別表のとおり弔慰金等を贈るものとする。

- (1) 本人の死亡
 - ・ 会員の代表者
 - ・ 本会の理事・監事
 - ・ 本会の顧問・相談役
 - ・ 本会の理事・監事経験者（会員会社在籍者に限る。）
 - ・ 本会の顧問・相談役経験者（退任後 3 年以内の者に限る。）
 - ・ 本会職員
 - ・ 支部役員
 - ・ 本会の委嘱講師
 - ・ 会員会社の役員
- (2) 配偶者及び 1 親等の死亡
 - ・ 会員の代表者
 - ・ 本会の理事・監事
 - ・ 本会の顧問・相談役
 - ・ 本会職員

(警備員等の弔慰金等)

第 5 条 会員の警備員及びその他の従業員がその職務遂行中に危害又は災害を受けたことにより、死亡したときは、別表のとおり弔慰金等を贈るものとする。

2 前項の事由が発生したときは、会員の代表者は、別記様式により会長に弔慰金等の申請を行うものとする。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和 59 年 6 月 8 日から施行する。
- 2 この規程の一部を改正し、昭和 63 年 6 月 16 日から実施する。
- 3 この規程の一部を改正し、平成 8 年 2 月 1 日から実施する。
- 4 この規程の一部を改正し、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
- 5 この規程の一部を改正し、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
- 6 この規程の一部を改正し、平成 25 年 12 月 18 日から実施する。

別表

対象事由・対象者		贈呈内容
慶事	会員（入会后5年以上の会員）が創立記念式典を行うとき	会長名の祝電及び祝金1万円
	会員（入会后5年以上の会員）が社屋を新築したとき	会長名の祝電及び祝金1万円
	次の者が叙位・叙勲及び褒章を受章したとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員の代表者 ・ 本会理事・監事 ・ 本会の顧問・相談役 ・ 本会の理事・監事経験者 ・ 本会の顧問・相談役経験者 	会長名の祝電及び祝金1万円
	会員の代表者及び本会職員が結婚したとき	会長名の祝電及び祝金3万円
見舞	次の者が疾病等により概ね30日以上入院加療又は在宅療養したとき（見込まれる場合を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員の代表者 ・ 本会の理事・監事 ・ 本会の顧問・相談役 ・ 本会職員 ・ 会員の警備員（職務従事中、危害・災害による傷害により入院した場合） 	見舞金1万円
	火災、災害等により、会員の社屋が罹災したとき ただし、地震、水害等大災害発生時に被害多数の場合は、理事会決議による	全壊又は全焼の場合 災害見舞金 5万円 半壊又は半焼の場合 災害見舞金 3万円
死亡	次の者（本人）が死亡したとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員の代表者 ・ 本会の理事・監事 ・ 本会の相談役・顧問 ・ 本会の理事・監事（会員会社在籍者に限る。） ・ 本会の顧問・相談役経験者（退任後3年以内の者） ・ 本会職員 	会長名の弔電 会長名の櫛又は供花（香典を含む）35,000円以内 理事一同の櫛又は供花（香典を含む）25,000円以内
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支部役員 	会長名の弔電 会長名の櫛又は供花（香典を含む）35,000円以内 支部役員一同の櫛又は供花（香典を含む）25,000円以内

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本会の委嘱講師 	<p>会長名の弔電 会長名の密又は供花（香典を含む。）35,000 円以内 教育委員会一同の密又は供花（香典を含む。）25,000 円以内</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員会社の役員 	<p>会長名の弔電</p>
	<p>次の者の配偶者及び1親等の親族（養父母、養子を含む。）が死亡したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員の代表者 ・ 本会の理事・監事 ・ 本会の相談役・顧問 ・ 本会職員 	<p>会長名の弔電</p>
	<p>警備員及び従業員が職務に従事中殉職したとき</p>	<p>会長名の弔電 弔慰金3万円 会長名の供花又は密3万円以内</p>

注： 弔電の台紙は、3,000 円以内とする。